

公共施設における受動喫煙防止対策について

答弁 平成17年度より原則完全分煙実施へ

喫煙対策

問 昨年5月に施行された健康増進法において、「官公庁施設を管理するものは、これを利用するものについて受動喫煙(注)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とある。本市の取り組みは、

答 健康増進法の施行を契機として、市関連施設の管理担当部署に対し、法の趣旨に基づいた対応について、周知徹底を行ってきた。また、受動喫煙の防止対策について具体的に検討するため、市関連施設の管理担当部署に対する喫煙対策の実態調査を行い、検討会議の中で、他市町の動向等も注視しながら、全面禁煙の方向も視野に入れて検討を行ってきた。

今般、このような経過を踏まえ、検討会議の検討内容や関係機関等の動向を見定め、平成17年度より、原則市の管理する施設について、完全分煙(空間分煙)をするよう決定した。(注)受動喫煙とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

人事

第1次職員定員管理計画における実施状況について

答弁 5年間で46名の職員定数を減員

問 職員定数の見直しを目的とした第1次定員管理計画が平成12年度より5カ年計画で実施された。当計画は本年度にて最終年を迎えるが、実施状況及び結果に対する市長の見解は、

答 厳しい社会経済情勢のもと、より一層厳しい財政状況が予測される中、総人件費の抑制は大きな課題である。この課題の対応として、事務内容や事務量に適切に合わせた職員配置を策定して、職員定員管理計画を策定した。新しい行政需要に対し、増

員せず組織のスリム化、業務の効率化などにより対応し、また、市民サービスの観点から対応が必要であると認められる業務については必要最小限の配置を行った結果、職員定員管理計画における52名の減員目標に対し、結果46名の減員となった。

なお、当初の目的より6名の減員ができなかった原因は、計画策定時点において予測困難であった新たな行政需要に対し、積極的かつ計画的、効率的に対応を図った結果と考える。

観光施策について

答弁 宇治の魅力を国内外に発信

観光

問 宇治市観光基本計画が平成14年3月に策定され、今後10年間をめぐるとする宇治市の観光施策並びに関連施策の方向性が示された。策定から2年半になるが、現在の進み具合及び課題は、

答 本市観光の基本方針として、メディアの活用と展開パッケージ化と周遊の促進、観光都市の基盤整備、観光タイアップ強化を4つの柱として取り組みを進めており、世界遺産を通じたグローバルな情報発信、宇治ファンクラブ創設、宇治探訪ホームページの作成等に取り組んでいる。また本年4月からは対鳳庵、源氏物語ミュージアム、植物公園のクーポン券を旅行者が販売可能なようにし、観光客の誘致推進を図っている。また新1万円札発行にあわせて取り組みの実施や、広域観光連携の強化に努めている。今後、情報発信を中心としたソフト面の取り組みを継続強化し、あらゆる伝達手段を活用して宇治の魅力国内外に発信するとともに、広域観光連携による観光客誘致に努めていきたい。

教育

学校のトイレについて抜本的改修を

答弁 光触媒により臭いを分解する対策を新たに導入

問 学校改修10カ年計画の当初3カ年で、トイレ改修は済ませたとのことだが、臭いの問題は依然として解消されていないのが現状である。抜本的な改修が必要と考えるが、市の見解は、

答 学校トイレで問題になっている臭いについては、学校施設整備計画の初期段階で実施したトイレ改修後においても完全に解消できていないと認識している。臭いの解消のために、尿石除去清掃等の対応を図り、一定の効果が出ている学校もあるが、

完全に解消していないのが実情である。本年度には、さらに光触媒で臭いを分解する対策を講じており、現在、効果の程度を検証しているところである。成果があると判断すれば、来年以降に拡大実施をすることも考えている。

また、抜本的な改修については、快適で機能的な清潔感を維持しやすい空間づくりを目指し、国庫補助として採択される事業などを実施する場合等にあわせて対応を検討する考えである。

学童保育

育成学級の土曜閉級について

答弁 定点学級での開設を継続

問 育成学級の土曜日閉級が実施されて3年目になるが、土曜開設している8つの定点開設学級は市の政策の後退により出席率が低下した。しかし、土曜日開設の要望は依然として強く、閉級を見直すべきではないか。

答 保護者の就労実態により定点開設学級への通級を申請された児童は、おおむね利用できていると考える。また、8定点を除く育成学級に平日通級している児童の土曜日の過ごし方については、

それぞれの家庭の考え方や事情に応じて、定点学級への通級やそれ以外の対応をしており、8定点学級での土曜日開設は定着してきているものと考えている。平日と土曜日の利用率が大きく離れている実態がある中で土曜日の育成学級の安全な運営体制を確立するとともに、定点通級学級の保護者選択制を導入し、また送迎に必要な時間を確保するため、朝夕の開設時間の延長も行いながら、8定点学級での開設を継続していきたいと考える。

保育所待機児童の解消について

保育

答弁 保育所の分園整備を中心とした施設整備を検討

問 政府は「待機児童ゼロ作戦」の推進など、次世代育成支援に予算を重点配分する方針を打ち出している。本市においても、保育所待機児童の解消は緊急の課題である。本市が今後取り組む待機児童への対策は、

答 平成16年9月1日現在、待機児童数は97名となっており、施設整備を含めたさらなる対応が求められている状況である。平成17年度に向け、北小倉保育所の民営化に伴う施設充実の1つとして、乳児定数の30名増を行う予定である。

また、緊急的対策として、保育所の分園(注)の設置を主とした施設整備について検討している。現在、分園設置に適切な用地の確保に向けて努力しており、この秋にも用地確保のめどが立つ見通しである。それを受け、事業計画を立て、早い時期での開設をめざして検討を進める。(注)保育所の分園とは、児童福祉法に基づき、約30人程度の規模で児童福祉施設最

低基準を満たすことを基本とした施設である。

介護

介護保険制度の見直しによる影響について

答弁 引き続き自立に向けたサービスを提供

問 来年度介護保険制度は施行後5年目の見直しの時期を迎える。平成15年度の本市の各介護認定者数及びサービス利用者は予想を超える伸びを示しているが、今回の見直しによる本市への影響及び対策は、

答 厚生労働省より示された意見書では、見直しに当たり多岐にわたる課題が報告されている。厚生労働省では年末までに改正案を策定する予定とされている。意見書中の新予防給付の対象は現行の要支援と要介護の者が基本とされており、具体的

な影響については新予防給付の内容によって変わるが、現在の要支援と要介護の認定者は全体の46%、サービス給付額は18.6%を占めている。このことから比率的な状況から見れば財政的な影響はあまり大きくならないと考えるが、軽度の認定者への影響は少なからずあると考える。今後、国から具体的な改正内容が示される予定だが、市としても現在の利用者が引き続き自立に向けたサービスを利用できるよう検討していきたい。

また、緊急的対策として、保育所の分園(注)の設置を主とした施設整備について検討している。現在、分園設置に適切な用地の確保に向けて努力しており、この秋にも用地確保のめどが立つ見通しである。それを受け、事業計画を立て、早い時期での開設をめざして検討を進める。(注)保育所の分園とは、児童福祉法に基づき、約30人程度の規模で児童福祉施設最

乳幼児医療費助成など子育て支援について

医療

答弁 児童育成計画の中で検討

問 本市の乳幼児医療費助成は府の制度であり、府南部では最もおくれり、児童育成計画の見直しもいよいよまとめの段階に入り、計画推進協議会に市が示している考えはどのようなものか。

答 乳幼児医療費助成については本市からも、府全体の制度、さらには国の制度として制度化するよう要望しているところである。来年度も府の制度ごとの実施をするのは府下7市で、いずれも人口規模の大きい市であり、大きい市になればなるほど受給者数も多く、地域の医療事情等も含め拡大実施は財政上難しいものがあると考えている。医療費負担の軽減については、現在見直し中の育成計画や策定作業中の行動計画において子育て世代の経済的支援の充実を図る施策として引き続き計画の予定をしているが、児童育成計画推進協議会での具体的な施策や事業についての意見を十分に踏まえ、乳幼児医療費の負担軽減についても計画策定の中で検討していきたいと考える。

また、緊急的対策として、保育所の分園(注)の設置を主とした施設整備について検討している。現在、分園設置に適切な用地の確保に向けて努力しており、この秋にも用地確保のめどが立つ見通しである。それを受け、事業計画を立て、早い時期での開設をめざして検討を進める。(注)保育所の分園とは、児童福祉法に基づき、約30人程度の規模で児童福祉施設最

低基準を満たすことを基本とした施設である。